

小豆島町告示第9号

小豆島町中小企業融資保証料補助金交付要綱

小豆島町中小企業融資保証料補助金交付要綱(平成18年小豆島町告示第73号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この告示は、小豆島町中小企業融資条例(平成19年小豆島町条例第11号。以下「条例」という。)第5条の規定に基づき信用保証を付したものにつき、香川県信用保証協会が徴収した保証料(以下「保証料」という。)の補助を行うことにより、当該融資の利用促進を図り、もって中小企業者の経営安定を図ることを目的とする。

(補助金の額)

第2条 町長は、条例による融資を受けた者に対し、保証料に相当する額を予算の範囲内において補助することができるものとする。

(補助の対象者)

第3条 保証料の補助を受けることができる者は、融資金を期限内に完済した者とする。

(交付申請)

第4条 保証料の補助を受けようとする者は、融資金を完済した後、速やかに次の書類を町長に提出するものとする。

- (1) 保証料補助金交付申請書(様式第1号)
- (2) 請求書(様式第2号)
- (3) 融資金完済証明書(様式第3号)

(交付決定)

第5条 町長は、前条の規定により申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、交付を決定し、小豆島町中小企業融資保証料補助金交付決定通知書(様式第4号)により当該申請者に通知する。

2 町は、前項の通知後、当該申請者に対し速やかに補助金を交付する。

(補助金の返還等)

第6条 町長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、若しくは変更し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができるものとする。

- (1) この告示の規定に違反したとき。
- (2) この告示に基づいて提出した書類に、虚偽の事項を記載したとき。
- (3) その他不正な行為があったと認められるとき。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、現に融資を受けている者については、なお従前の例による。

附 則（令和4年告示50号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

様式第 1 号(第 4 条関係)

年 月 日

保証料補助金交付申請書

小豆島町長 殿

住所
氏名

小豆島町中小企業融資保証料補助金交付要綱第 4 条の規定に基づき、保証料補助金の交付を受けたいので、融資金完済証明書を添えて、下記のとおり申請いたします。

記

保証料補助金交付申請額 円

融 資 年 月 日	融 資 元 金	期 間	返 済 完 了 日
年 月 日	円	自 年 月 日 至 年 月 日	年 月 日

様式第 2 号(第 4 条関係)

請 求 書

(アラビア数字で記載し、頭書に¥の記号を付し、訂正しないでください。)

金 額		十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

ただし、小豆島町中小企業融資保証料補助金交付要綱第 2 条の規定に基づく保証料補助金として
上記の金額を請求します。

年 月 日

小豆島町長 殿

住 所 〒

債権者

氏 名

支 払 の 方 法	口 座 振 替 払 <input type="checkbox"/>	金融機関名									現金払 <input type="checkbox"/>	隔地払 <input type="checkbox"/>	小切手 <input type="checkbox"/>	
		預金種目	当座 <input type="checkbox"/>	普通 <input type="checkbox"/>	口座 番号									
		口座 名義												

- 希望する支払の方法の□の箇所に☑印を付してください。
- 口座振替払は、預金口座のある金融機関の店舗名、口座番号及び口座名義を記載してください。
なお、預金種目欄にあつては、該当する預金種目の□箇所に☑を付してください。
- 現金払は、指定金融機関の店舗名を記載してください。
- 印影届は、現金払の場合に請求印と同じ印(代理受領者にあつては、代理受領者の印)を押してください。
- 請求金額の内訳書は、請求印をもって本書と割印の上、添付してください。

印 影 届

様式第 3 号(第 4 条関係)

証 明 書

住 所
借受人氏名

上記の者が、小豆島町中小企業融資条例による融資を受け、その資金を期限内に完済したことを証明いたします。

融 資 年 月 日	融 資 元 金	期 間	返 済 完 了 日
年 月 日	円	自 年 月 日 至 年 月 日	年 月 日

保証料 _____ 円

年 月 日

金融機関名

印

様式第4号（第5条関係）

年 月 日

様

小豆島町長

小豆島町中小企業融資保証料補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった小豆島町中小企業融資保証料補助金の交付については、次のとおり決定しましたので、小豆島町中小企業融資保証料補助金交付要綱第5条により次の条件を付して通知します。

1 保証料補助金交付決定額 _____ 円

2 交付条件

次の各号のいずれかに該当するときは、交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めます。

- (1) 小豆島町中小企業融資保証料補助金交付要綱に違反したとき。
- (2) 小豆島町中小企業融資保証料補助金交付要綱に基づいて提出した書類に、虚偽の事項を記載したとき。
- (3) その他不正な行為があったと認められるとき。